

消費生活かわら版 第1号

だまされんぞ！ 消費者は！



相談事例（60歳代 男性）
レアメタル（希少金属）を扱っているA社の社債のパンフレットが届いた。
その後B社から「A社の社債を欲しがっている貿易商がいるが、パンフレットが届いた人しか買えない。代わりに50口ぐき申し込んで欲しい」と電話があった。
「申込み1口ぐきにつき3万円の謝礼を上乗せして後ほど買い取るので、代わりに購入して欲しい」と言われた。本当だろうか？

申し込むだけで謝礼!?! 「買え買えサギ」にご注意!

ある販売業者の商品や権利などを、別の業者が「購入額以上で買い取る」などと勧誘する劇場型勧誘（買え買えサギ）に関する相談が東広島市でも増えています。

勧誘業者の言うような利益を得られたケースはこれまで一件も確認されていません。

お金を振り込んだ後に業者と連絡が取れなくなってしまうことが多く、いったん支払ってしまうとお金を取り戻すのはきわめて困難です。

レアメタル以外にも、太陽光や風力発電など、その時々社会的な話題を反映させたセールストークで興味を惹いて巧みに申し込みを迫ります。

東広島市では、平成23年度の1年間に買え買えサギに関する相談が65件あり、増加傾向にあります。うまい話を持ちかけられてもきっぱり断りましょう。

おかしいなと感じたら、支払う前に、東広島市消費生活センターにご相談ください。

専門の相談員が対応いたします。

東広島市消費生活センター

東広島市役所 市民生活課内

電話 082-421-7189

（月～金（祝日・年末年始の市の休日を除く）午前9～12時 午後1～5時）

東広島市消費生活相談事例 最近のトッパ3!

●インターネット・携帯サイトのワンクリックサギ

(例) スマートフォンで無料のアダルトサイトにアクセスしたら、いきなり「登録ありがとうございました」という表示に変わり6万円請求された。どうしたらよいか。

アドバイス

「登録されました」と突然表示されただけでは、契約が成立しているとは限りません。

このような手口は、支払期限が間近に設定されていますが、あわてて支払うようなことは絶対にしないでください。また、「誤解だからメールで問い合わせよう」と思わないでください。連絡をすると電話番号やアドレスが相手にわかってしまう可能性があり、再度、別の方法で不当な請求がくる場合があります。

このようなワンクリックサギは無視することが一番です。不安に思ったら、消費生活センターに相談してください。

●架空請求サギ

(例) 携帯電話に「以前あなたが利用したサイト料金が未納だ。連絡しなければ裁判する。」というメールが届いた。自分にはまったく覚えがないが、どうすればよいか。

アドバイス

まったく身に覚えのない請求を受けた場合は料金を払う必要はありません。

「訴訟する」「給料や財産を差押える」などは不安にさせる手口です。相手には連絡せずに無視することが一番です。心配であれば消費生活センターにご相談ください。



●賃貸借契約のトラブル

(例) 賃貸マンションを退去する際に、自分ではきれいに使用していたつもりだったのに「敷金はリフォームに充てる」と言われた。夫婦だけで子どもはおらず、汚れているとは思えないので納得できない。

アドバイス

賃借人は建物を明け渡す際に、建物を元の状態に戻す義務があります。国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、原状回復を、賃借人の故意、過失、その他通常の使用を超えるような使用による損耗、毀損(きそん)を復旧することとしています。いわゆる経年劣化などの修繕費用については賃料に含まれるものと考えられます。ガイドラインを参考に当事者同士でよく話し合ってください。

トラブルが解決しない場合、少額訴訟や民事調停制度の利用を検討してみるのも一つの方法です。

東広島市消費生活センター (東広島市役所 市民生活課内)

悪質商法被害など、消費生活に関するご相談に、専門の相談員が対応します

電話 082-421-7189 ※月～金(祝日・年末年始の市の休日を除く)午前9～12時、午後1～5時